

令和2年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月16日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月24日 午前10時00分		
	閉 会	6月24日 午前10時29分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6			
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員	6	吉 田 清 尊		
会議録署名議員	1	島 袋 誠	2	上 原 祐 希
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	謝 花 良 竹	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

## 令和2年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

令和2年6月24日（水曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第23号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第24号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	討論・採決
3	議案第25号	今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第26号	今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
5	議案第27号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	討論・採決
6	議案第29号	令和2年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	討論・採決
7	議案第30号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	討論・採決
8	議案第31号	令和2年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	討論・採決
9	同意案第1号	今帰仁村教育委員会の教育長の任命について	討論・採決
10	同意案第2号	今帰仁村教育委員会の委員の任命について	討論・採決
11	同意案第3号	今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて	討論・採決
12	同意案第4号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
13	同意案第5号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
14	同意案第6号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
15	同意案第7号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
16	同意案第8号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
17	同意案第9号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
18	同意案第10号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
19	同意案第11号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	討論・採決
20	陳情第4号	地元優先発注による地元企業の支援育成について	報告・質疑 討論・採決
21	意見書第2号	ブロードバンド環境整備に対する意見書	説明・質疑 討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
22	決 議 第 4 号	吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時00分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時02分)

日程第1. 「議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第24号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第24号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第24号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第25号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第25号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第25号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第26号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第26号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第26号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第27号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第27号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第27号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第29号 令和2年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第29号 令和2年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第29号 令和2年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第30号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第30号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第30号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第31号 令和2年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第31号 令和2年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第31号 令和2年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「同意案第1号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第1号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第1号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「同意案第1号 今帰仁村教育委員会の教育長の任命について」は同意することに決定いたしました。

日程第10. 「同意案第2号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第2号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第2号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「同意案第2号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について」は同意することに決定しました。

日程第11. 「同意案第3号 今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第3号 今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「同意案第3号 今帰仁村農業委員会の委員の過半数を認定農業者等としないことについて」は同意することに決定しました。

日程第12. 「同意案第4号」から日程第19. 「同意案第11号」まで、「今帰仁村農業委員会の委員の任命について」を一括議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第4号」から「同意案第11号」まで、「今帰仁村農業委員会の委員の任命について」8件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第4号」から「同意案第11号」まで、「今帰仁村農業委員会の委員の任命について」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「同意案第4号」から「同意案第11号」まで、「今帰仁村農業委員会の委員の任命について」は、同意することに決定しました。

日程第20. 「陳情第4条 地元優先発注による地元企業の支援育成について」を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 與儀常次 経済建設委員長

令和2年6月24日

今 帰 仁 村 議 会  
議 長 座間味 薫 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月16日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

### 記

#### 陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第4号	地元優先発注による地元企業の支援育成について	採択すべきもの	令和2年度公共事業計画書では発注件数が17件、村広報4月号に	



		<p>よると土木費が3億4,766万6,000円、また、民間工事の受注も新型コロナウイルスの影響で減少している中、各企業は生き残るため経費の削減はもとより、各社従業員家族の生活保障を守るため企業努力をし経営の維持に努めている。</p> <p>よって、今後発注が予想される村新庁舎建設、並びに村関連団体発注の工事においても地元優先発注による地元企業の支援育成のため村内建設業者で受注施工確保ができるよう要請する。</p>	
--	--	---	--

以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第4号 地元優先発注による地元企業の支援育成について」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第4号 地元優先発注による地元企業の支援育成について」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21. 「意見書第2号 ブロードバンド環境整備に対する意見書」を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員

意見書第2号

令和2年6月24日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者 上 原 祐 希

賛成者	島 袋	誠
〃	與那嶺	透
〃	座間味 邦	昭
〃	吉 田	清 尊
〃	玉 城	みちよ
〃	與 那	勝 治
〃	山 城	太
〃	與 儀	常 次
〃	嘉 陽	崇

### ブロードバンド環境整備に対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

### ブロードバンド環境整備に対する意見書

ブロードバンド環境の整備は、現代において、水道や電気等といった生活インフラと等しく、社会活動、経済活動を支えるライフラインとして、非常に重要な役割を果たしている。それは日本国の掲げる地方創生を成し遂げる為にも必須であり、地域産業の振興、移住定住の促進、安心して暮らせる地域作りの実現において欠かす事の出来ないものとなっている。

2020年に世界中で猛威を振るっている、新型コロナウイルス感染症における世界各国の取り組みをみれば、オンライン授業での対応等、先進国においてはすぐに対応している中、日本ではその対応が出来ず教育に与える影響も大きく、日本の整備の遅れが露呈したと言わざるを得ない。

過疎化が進む我が村においては、民間主導による全地域へのブロードバンド環境整備は望めず、村主導による整備も、整備費や維持管理費等の財政負担が大きく、未だに未整備地域が多く存在し、地域住民の生活や、産業振興において大きな影響を及ぼしている。

よって、国におかれては、社会活動や生活、産業振興等あらゆる分野において、地域住民の平等な暮らしを実現するため、第5世代移動通信システムの基盤でもあるブロードバンド環境整備における情報通信サービスがもたらす利便性を等しく享受し、災害に強く、安心して快適な生活環境実現のため、次に掲げる措置を講じられるよう要望する。

### 記

1. 地域住民が等しく情報通信サービスがもたらす利便性を享受し、過疎地域等の条件不利地域において情報格差が生じる事のないよう、超高速ブロードバンド環境整備の促進における十分な支援策を講じる

こと。

2. 地方公共団体が整備した情報通信基盤の安定的な運用を確保するため、更新、災害復旧等における十分な支援策を講じること。
3. ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバー等の超高速ブロードバンド基盤の整備・維持管理も対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣  
内閣官房長官 経済産業大臣

以上です。

○ 座間味 薫 議長 「意見書第2号 ブロードバンド環境整備に対する意見書」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第2号 ブロードバンド環境整備に対する意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第2号 ブロードバンド環境整備に対する意見書」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時22分)

日程第22. 「決議第4号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員

令和2年6月24日

今 帰 仁 村 議 会  
議 長 座間味 薫 殿

提出者	山 城 太
賛成者	島 袋 誠
〃	上 原 祐 希
〃	與那嶺 透
〃	座間味 邦 昭
〃	玉 城 みちよ
〃	與 那 勝 治
〃	與 儀 常 次
〃	嘉 陽 崇

#### 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

#### 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

2020年（令和2年）3月21日付けの地元紙によると、今年1月、沖縄本島北部市町村議員が、生活保護の相談を受けた別の市町村に住む初対面の女性に対して不適切な行為をした疑いがある、との報道があった。

女性は沖縄県警へ被害届を提出し、これに関連して本村議会議長と議会事務局長が名護警察署に呼ばれて事情を聞かれ、報道の沖縄本島北部市町村議会議員が本村議会の吉田清尊議員であることが判明した。

この報道を受けて、本村議会に対し、あるいは本村議会議員一人ひとりに対して、「今帰仁村議会は、新聞報道からこの間何をして来たのか」、「当該議員の行動は本村議会基本条例・議員倫理に反する」等、村民からの大変厳しい批判や指摘が相当数なされている。

また、被害届を提出した女性から本村議会に嘆願書が提出され、事件から現在に至る5ヶ月間の精神的・肉体的苦痛を訴えるとともに、今後の同様な被害拡大防止の観点から、当該議員に対する厳しい対応を求めている。

このような状況に対し、吉田議員からは議会に対し何の説明も果たされていない。

今帰仁村議会基本条例第16条は、議員の政治倫理として、「村民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、村民の代表者として良心と責任感を持って、自己の地位に基づく影響力を行使することによって村民の疑惑を招くことのないよう行動するとともに、議員の品位を保持し識見を養うよう努めなければならない。」としている。

吉田議員が今回の行動及びそれに関する報道や村民からの批判に対して、何ら説明責任も果たさず、かつ社会的、道義的責任を取らずにいることは、議会の名誉と品位を傷つけ、村民への信頼をいっそう失墜させるものである。

よって、今帰仁村議会は吉田清尊議員に対し、速やかに辞職することを強く求める。

以上、決議する。

令和2年6月24日

沖縄県今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 「決議第4号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第4号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を採決します。

この採決は起立によって行います。

「決議第4号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「決議第4号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」については、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和2年第2回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時29分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 島 袋 誠

署名議員 上 原 祐 希